

## 家計急変の該当基準と判定方法について

### 該当基準

申請者および配偶者等の令和4年1月以降の任意の1か月分を12か月換算した額が、下記の住民税非課税相当限度額以内であること

### 判定方法

- ①令和4年1月以降の任意の1か月の収入により経済状態を推定します。  
収入の種類（給与、事業、不動産、年金）
- ②判定対象者は、申請者および配偶者等のそれぞれについて判定します。
- ③扶養親族等の人数は、申請時点における状況で判定します。

### ◎ 住民税（均等割）の非課税（相当）限度額

世帯の 人数（単位：人）	家族構成例	非課税相当限度額 （非課税限度額+給与所得控除額） 【収入額ベース】（単位：円）
2	夫(婦)+子1人	1,378,000
3	夫婦+子1人	1,680,000
4	夫婦+子2人	2,097,000
5	夫婦+子3人	2,497,000
6	夫婦+子4人	2,897,000
7	夫婦+子5人	3,297,000
8	夫婦+子6人	3,685,000
9	夫婦+子7人	4,035,000

※配偶者の方の収入が103万円以上の場合は、世帯人数から配偶者分を除いた人数で計算

### 判定方法のイメージ（例）

世帯人数4人（夫婦+子ども2人）の場合

- ・給与収入  
R4.2月分の給与総支給額 180,000円（申請者）  
→年収換算（見込）18万×12か月 = **2,160,000円**
- ・判定対象者2人  
（申請者と配偶者）  
R4.2月分の給与総支給額 80,000円（配偶者）  
→年収換算（見込）8万×12か月 = **960,000円**

判定結果

収入の高い申請者の年収換算の金額が、表の住民税非課税相当限度額  
（2,097,000円）以内のため、給付可能